

令和8年度 農作業標準労賃・機械作業料金

【豊丘村農業委員会】

- (1) 以下の適用期間は、令和8年の作物栽培のための準備を始めた時から収穫までとします。
 (2) 食事は作業者もちとします。
 (3) 作業時間には、午前、午後1回ずつの休憩を含めます。(15分程度)
 (4) 湯茶の接待については簡素化に努めましょう。

【農作業標準労賃（1時間当たり）】 **（参考：最低賃金 1,061 円 R7.10.3適用）**

作業の種類		金 額	備 考
稲 作	一 般 作 業	1,100 円	◎接木作業は剪定作業に準じます。 ◎特に定めのないものは、一般作業に準じます。 ただし、特殊作業はこの限りではありません。
	田 植 作 業	1,100 円	
	育 苗	1 箱 900 円 残苗 1 箱 450 円	
畑 作	一 般 作 業	1,100 円	◎SSオペレーターについては、ほ場条件（傾斜度・形状等）により割増。
果 樹	剪定棚張作業	2,000 円	
	袋 掛 作 業	1,100 円	
	一 般 作 業	1,100 円	
	収 穫 作 業	1,100 円	
	SSオペレーター	2,000 円	
	補助員（調剤係）	1,200 円	

【機械作業料金（10a 当たり）】

作業の種類	種 別	金 額	備 考
耕 耘 作 業	耕耘機、 乗用トラクター等	9,500 円	◎ほ場条件（作業の難易・大小等）により、作業料金は 10%限度で割増。
代かき作業	耕耘機、 乗用トラクター等	11,000 円	
田 植 作 業	植え付けのみ	10,000 円	◎機械貸付料金は作業料金の半額程度を目安とします。
刈 取 作 業	バインダー（ヒモつき）	9,500 円	
脱 穀	ハーベスター	10,000 円	
消 毒	SSによる防除作業	4,000 円	◎薬剤は依頼者もちとします。
	手散布（動噴）による場合	2,500 円 (1時間当たり)	
草 刈 作 業	モアによる場合	5,000 円	◎機械・燃料は作業者もちとします。 また、ほ場条件により、料金は相互の話し合いで決定願います。
	刈払機による場合	2,500 円 (1時間当たり)	

※機械作業料金については、外税とします。